

令和4年度

**第21期第10回内水面漁場管理委員会
議事録**

**令和4年4月8日
三重県内水面漁場管理委員会**

日時 令和4年4月8日(金) 午前10時から10時55分まで

場所 三重県内水面漁場管理委員会委員室

議題

- 1 議案1 第五種共同漁業権に係る遊漁規則の一部改正について（長瀬太郎生川漁業協同組合）
- 2 議案2 第五種共同漁業権に係る遊漁規則の一部改正について（宮川漁業協同組合）
- 3 議案3 第五種共同漁業権に係る遊漁規則の一部改正について（大内山川漁業協同組合）
- 4 その他（1）内水面における漁業権の一斉切替に係るヒアリングについて
（2）次回の委員会日程等について

出席委員

浅尾 和 司 垣 外 昇 中本 恵 二 笠見 和 彦 井上 亜 貴
加治佐 隆光 三 輪 理 河村 功 一 金 岩 稔
(※ 斜体字：Web 出席)

欠席委員

大瀬 公 司

事務局

事務局長 林 茂 幸
主幹 増 田 健
主査 葛 西 学

行政

（三重県農林水産部水産資源管理課）
（漁業調整班）
主幹兼係長 藤 島 弘 幸
主任 中 瀬 優

傍聴者

なし

計 14 名

○浅尾会長

それでは、ただ今から第 21 期第 10 回三重県内水面漁場管理委員会を開催します。本日は委員総数 10 名中、大瀬委員 1 名が欠席で、出席委員が Web 参加を含めて 9 名ですので、委員会は成立しております。

委員会運営規程第 12 条に基づき議事録署名者として中本委員、河村委員にお願いします。

それでは議案 1 「第五種共同漁業権に係る遊漁規則の一部改正について（長瀬太郎生川漁業協同組合）」を審議いたします。事務局から説明をお願いします。

○事務局（増田主幹）

資料 1 の 1-1 ページをご覧ください。

議案 1 につきましては、令和 4 年 3 月 28 日付け農林水第 24-4364 号で三重県知事から諮問書が提出されております。内容については、知事に対し長瀬太郎生川漁業協同組合から遊漁規則の変更認可申請がありましたので、漁業法第 170 条第 4 項の規定に基づき、当委員会の意見が求められています。内容については、水産資源管理課から説明していただきます。事務局からは以上です。

○浅尾会長

それでは、水産資源管理課から説明をお願いします。

○水産資源管理課（藤島主幹兼係長）

1-2 ページをご覧ください。改正の概要として、内容は遊漁料の変更と漁場監視員による現場徴収時の加算額の増額になります。改正の理由は次の 2 点です。①遊漁者等の意見や遊漁券の販売数の減少を鑑みてあゆの日券を値下げするものです。また、次世代遊漁者や女性等が遊漁に親しみやすいよう、あゆの遊漁券に限り中学生以下を無料とするほか、女性のあゆの年券を値下げする。一方、従来は一般の遊漁者の半額としていた肢体不自由者の日券については、割引額の低減を図り、年券購入を促進する。②電子遊漁券の販売開始に伴い、遊漁券を購入しない遊漁者も増加することが予測されるため、漁場監視員による巡回強化、無購入者の抑制のため、現場徴収時の加算額を値上げする。

1-3 ページの新旧対照表をご覧ください。あゆの遊漁料に関する内容は、友釣の日券 3,500 円を 3,000 円に値下げします。そのなかで現行未就学の幼児が無料で小中学生は日券、年券共に半額徴収でしたが、中学生以下は日券、年券に関わらず常に無料になります。女性と肢体不自由者に関しては、年券の場合のみ半額です。なお、現行では女性は日券、年券共に 6 割徴収していましたが、年券が半額になり日券は若干値上りしています。肢体不自由者は日券、年券共に半額を徴収すると日券は値上りしますが年券はそのまま据え置かれています。

1-4 ページの現場徴収時の加算額については、現行の加算額 1,000 円が 2,000 円になります。

1-5 ページは長瀬太郎生川漁協からの遊漁規則変更の申請書です。それ以外の総会議事録等の添付資料は私の手元にあります。

審査をいただく内容は、遊漁を不当に制限するものでないこと、また、遊漁料の額が当該漁業権に係る水産動植物の増殖及び漁場管理に要する費用の額に比して妥当なものであること、について判断いただくことになります。

説明は以上です。よろしく申し上げます。

○浅尾会長

ありがとうございます。ただいま説明のありました議案1について、ご審議お願いします。何かご意見はございませんか。

○金岩委員

この変更にも異議を唱えるものではないんですけど、確認として、電子遊漁券の導入に伴う遊漁規則の変更は基本的には必要ないと県からお伺いしていたと思います。今後のことともありますが、十分に漁協に伝わっていないのであるならば、それはお伝えしたら良いかと思います。今回の場合は他の改正もありますので問題ないんですが、遊漁券導入のためだけに遊漁規則を変える必要はないということを漁協に説明できたら、と思います。

○浅尾会長

その辺はどうですか。

○水産資源管理課（藤島主幹兼係長）

ありがとうございます。ご意見を参考にさせていただきます。

○浅尾会長

ほかにご意見はありませんか。

○委員

（意見なし）

○浅尾会長

ご意見ないようでしたら、議案1につきまして皆さんご異議ございませんか。

○委員

（異議なし）

○浅尾会長

全員異議がないようですので、議案1については適切であると認め、その旨答申いたします。

それでは、議案2「第五種共同漁業権に係る遊漁規則の一部改正について（宮川漁業協同組合）」を審議いたします。

事務局から説明をお願いします。

○事務局（増田主幹）

資料2の2-1ページをご覧ください。

議案2につきましては、令和4年3月30日付け農林水第24-4370号で三重県知事から諮問書が提出されております。内容については、知事に対し宮川漁業協同組合から遊漁規則の変更認可申請がありましたので、漁業法第170条第4項の規定に基づき、当委員会の意見が求められています。内容については、水産資源管理課から説明していただきます。事務局からは以上です。

○浅尾会長

それでは、水産資源管理課から説明をお願いします。

○水産資源管理課（藤島主幹兼係長）

2-2ページをご覧ください。改正の概要として、内容は①あゆ禁漁区のうち、各よりやなから200m上流及び一洄りについての採捕禁止期間を変更すること。②ゴロ引き漁場の一部について、あゆ採捕の全ての網漁を禁止とする期間を変更することです。改正の理由は、①については、トラブルを防ぐため慣習によっていたものを明文化したものです。②については、ゴロ引き漁場のなかでも、一之瀬川河口の漁場は狭いところですので網漁に配慮して、投網等網漁のできない禁止期間を短くしたことです。2-3ページの新旧対照表、第5条のあゆ禁漁区について、各よりやなから200m上流及び一洄りの区域の禁止時期等が「10月1日から12月31日まで」に変わっています。第9条第5項のゴロ引き漁場のなかでも一之瀬川河口から飛瀬浦橋上流250mまでは、「9月1日から12月31日まで」が「10月1日から12月31日まで」と改正しています。

2-4ページは宮川漁協からの遊漁規則変更の申請書です。それ以外の総会議事録等の添付資料は私の手元にあります。

審査いただく内容は、遊漁を不当に制限するものではないことについてご判断いただくこととなります。

説明は以上です。よろしくをお願いします。

○浅尾会長

ありがとうございます。ただいま説明のありました議案2について、ご審議をお願いします。何かご意見はございませんか。

○委員

（意見なし）

○浅尾会長

ご意見がないようでしたら、議案2についてご異議ございませんでしょうか。

○委員

（異議なし）

○浅尾会長

全員異議がないようですので、議案2については適切であると認め、その旨答申いたします。

それでは、議案3「第五種共同漁業権に係る遊漁規則の一部改正について（大内山川漁業協同組合）」を審議いたします。

事務局から説明をお願いします。

○事務局（増田主幹）

資料3の3-1ページをご覧ください。

議案3につきましては、令和4年3月31日付け農林水第24-4373号で三重県知事から諮問書が提出されております。

内容については、知事に対し大内山川漁業協同組合から遊漁規則の変更認可申請がありましたので、漁業法第170条第4項の規定に基づき、当委員会の意見が求められています。

内容については、水産資源管理課から説明していただきます。

事務局からは以上です。

○浅尾会長

それでは、水産資源管理課から説明をお願いします。

○水産資源管理課（藤島主幹兼係長）

3-2ページからご覧ください。改正の概要として、内容は、①遊漁料の変更および現場徴収時の加算額の増額、②遊漁承認証の様式の追加、③遊漁承認証の掲示方法の追加です。

改正の理由は、①については、遊漁者等からの意見等を反映し、あゆの年券を値下げするとともに、毎年見受けられる無購入者の抑制のため、現場徴収時の加算額を値上げする。

②については、オンラインシステムによる遊漁券の販売開始に伴い、遊漁承認証の様式を追加する。③については、オンラインシステムで購入した遊漁承認証の提示方法を追加する。この3つです。

3-3ページからの新旧対照表をご覧ください。あゆの遊漁料の竿釣り（友釣り 毛針釣り）の年券12,600円が12,000円、竿釣り ひっかけ 刺網（こたか）の年券17,600円が17,000円に改正されています。また、現場納付の場合に遊漁料に加算する額を1,000円から3,000円に改正します。

第9条第2項にオンラインシステムで交付する遊漁承認証の様式を追加します。第10条第1項にオンラインシステムで遊漁料を納付した場合の掲示の仕方を追加します。画面を示す掲示の仕方です。第11条は条ずれによる様式番号の改正です。3-5ページから3-8ページが変更前の承認証です。3-9ページからが変更後で、今までの承認証は「平〇年」でしたが、令和に変わっていますので「〇年」としています。3-12ページがオンライン申請の場合による遊漁承認証です。

3-13ページは認可申請書で、その他議事録等の添付書類は私の手元にあります。

審査をいただく内容は、遊漁を不当に制限するものでないことと、遊漁料の額が当該漁

業権に係る水産動植物の増殖及び漁場管理に要する費用の額に比して妥当なものであること、について判断いただくことになります。

説明は以上です。よろしくお願ひします。

○浅尾会長

ありがとうございます。ただいまご説明ありました議案3についてご審議をお願いします。何かご意見はございませんか。

○三輪委員

オンラインシステムの遊漁承認証ですけど、これは紙でもらうのではなくて、画面で示すってことなんですか。

○水産資源管理課（藤島主幹兼係長）

はい、そうです。

○三輪委員

過去の委員会において同様の審議があった宮川上流漁協も同じシステムを導入されていますが、それはフィッシュパスという会社でした。その際にはこういったシステムはなかったと思うんです。今回は具体的にはどこの会社を使われるんでしょうか。

○金岩委員

同じフィッシュパスです。

○三輪委員

フィッシュパスにこんなシステムあったかな。今年、宮川上流漁協の年券を買ったんですが、その時こういうシステムはなかったと思うので。

○金岩委員

どういうシステムか把握できてないんですけど、三輪委員の疑義は何ですか。

○三輪委員

今回の遊漁承認証には様式がありますよね。こういう様式が買った時なかったんです。

○金岩委員

それは漁協ごとに出すかどうかを決められるんです。恐らくですけど、宮川上流漁協はスマホの画面だけにして、今回の漁協は希望者に応じて出せますという感じにしているんだと思います。

○三輪委員

わかりました。ありがとうございます。

○浅尾会長

金岩委員、参考に聞かせてください。紙で出すんですか。

○金岩委員

漁協さんが紙で出すのであれば出せるってだけです。これは、フィッシュパスのシステムという訳ではないです。僕は紙で出すのかどうかは存じていません。

○加治佐委員

三輪委員のお話にもあったのですが、各漁協がこういうオンラインのシステムを個々に持っているのか、あるいは三重県で統一的なシステムがあるのか訊ねたい。今のお話ですと個々に持っているということですね。

○浅尾会長

個々にです。

○加治佐委員

感想ですが、私自身釣りはしないんですが、釣りが好きな人達は好きな川があって、その川のこういう券を購入する為の手続きの話しかとっていたんです。ただ、これから先はこういった個々の家庭で簡単に手続きができるようになると、インターネットで商品を買うように、どこが一番安いというような感覚で選ぶ人が出てくるのではないのか。今までと違うことになってくるのかなと、不安を感じました。

○浅尾会長

そのあたりについて井上委員どうですか。

○井上委員

好きな川の券をとということですよ。私の場合は、宮川上流は年券が無料ということで、毎年宮川上流で解禁を迎え、いつでも行っています。お金を払って行くとなるとやっぱり釣れている川に行ってしまう。好きだから行くわけではなくて、釣れている情報が結構ネットでも出ているので、それを見て行くという感じですかね。釣れていたら、その日は日券を買ってみて、釣果も良いし、行きやすいし、川にも降りやすい、となったら年券を買うということもあります。

○浅尾会長

そうですね。

○加治佐委員

ありがとうございました。釣れるっていうことが大切なんですね。

○井上委員

それが一番だと思います。

○金岩委員

少し補足説明ですが、三重県内の漁協の場合、現状では宮川上流、大内山川、名張川は個々にフィッシュパスを導入しています。宮川漁協と櫛田川上流漁協以外の県内水面漁連に入っている先程の大内山川、宮川上流、名張川以外の漁協さんは内水面漁連の契約によってフィッシュパスの導入をしています。個々の導入はちょっと特殊な状況に今はなっています。

値段を比べてっていうのがどういったことを想定しているのかわからないのですが、河川間の値段は当然のことながら今までも遊漁規則に従って違う値段があったわけですが、同じ川に関しても例えば何かを値引きするというのは今の遊漁規則の設定方法だとなかなか難しい状況になっています。その辺りについて、本当はこの委員会において、もう少し弾力的に運用できるような形の遊漁規則の許可を検討していただきたいと思っています。具体的には幅を持たせたような金額設定とかができれば、例えばイベントの時には30%引きでできますとかいうことをしてもいいでしょうし、水系を一体化させたような遊漁券を購入する場合は、一個ずつ買うよりは10%位安くなるとか、三重県内全部を買うのであれば全部を個別に買うよりは、半額位になるとか弾力的なことができるような形にしていければ、新規遊漁者を確保するための取組みももっといろんなことを考えて各漁協にアイデアを出していけるのかな、と思っています。

今の遊漁規則はいくらって具体的な数字をあげなきゃいけないような形になっていますが、その部分を最低限の金額っていうか、逆に言えば最大の金額、遊漁者の不利益にならないようにということであれば、最大金額だけ設定しておけば、それより安くするのであれば不利益にはならないですね。そういった形の遊漁規則を認めていただけるようになっていけばいいなって思いますし、それが認めていただけるのであれば漁協にも通達していただけたらって思っています。以上です。

○浅尾会長

ありがとうございました。その辺はどうですかね。今後の課題ということでご意見とさせていただきます。

資料に疑問があります。3-2ページの1. 改正の概要の(2)理由の①あゆの「日券」となっているんですけども、実際は「年券」と思われますがこれは間違いですかね。

○水産資源管理課（藤島主幹兼係長）

年券です。お詫びして訂正させていただきます。資料の修正をお願いします。

○浅尾会長

他にご意見はございませんか。

○委員
(意見なし)

○浅尾会長
ご意見がないようでしたら、議案3についてご異議ございませんでしょうか。

○委員
(異議なし)

○浅尾会長
全員異議がないようですので、議案3については適切であると認め、その旨答申いたします。

それではその他事項1「内水面における漁業権免許の一斉切替えに係るヒアリングについて」に移ります。

事務局から説明をお願いします。

○事務局(増田主幹)
資料4の4-1ページをご覧ください。

9月の委員会で水産資源管理課から説明がありました、漁業権免許の一斉切替えに係るヒアリングについて、ヒアリング日程が定まったことから、委員への出席依頼がありました。令和6年1月1日に10年に一度の内水面の漁業権の切り替えを迎えることから、今後、委員会への免許切替えにかかる諮問等があると思われれます。漁業権の切替えスケジュール等について、まず水産資源管理課から説明していただきます。

○水産資源管理課(藤島主幹兼係長)

4-3ページをご覧ください。内水面における漁業権の一斉切替えを行うため、表の左側の矢印がある作業に今から取り掛かっていく必要があります。資源管理の状況等の報告は、令和2年分を以前の委員会において報告したところですが、令和3年分を各内水面漁協から出していただき、間に合わないところはそれに類する資料をいただき、関係者の要望や漁場条件の調査をするのがヒアリングです。ヒアリングは県が実施します。去年の段階では、令和3年度末頃からを予定していましたが、令和4年4月から取り掛かります。

4-4ページの第五種共同漁業権切替スケジュールのイメージをご覧ください。ヒアリングを令和4年4月から5月に実施します。その後、変更や漁業権に係る要望があれば、内水面漁協から県に令和4年9月末までに出していただいて、ヒアリングの結果とその要望等をもとに内水面漁場計画を作成していきます。県全体の漁業権の内容を区域、漁業の期間、あゆ、あめご等を定めるのが内水面漁場計画です。要望提出後、利害関係者の意見聴取、関係機関の協議を行い、令和4年12月までに素案を作り、そのもらった意見に検討を加えて結果を公表して漁場計画の原案を作ります。原案の作成は令和5年4月から6月位を予定しており、その後、この委員会に内水面漁場計画の原案を諮問して意見を伺います。委員会の主催で公聴会があり、その結果を踏まえて答申を県にいただき、その時に内水面

漁場計画ができて公示をします。その後、各内水面漁協から免許の申請をいただきます。免許の申請をいただいた後に、令和5年11月頃もう一回委員会に諮問し、免許の漁業権者に足りうる資格があるか書面で審査していただきます。免許が令和6年1月1日からですので、その少し前に確定します。

免許の一通りのスケジュールは以上です。今後ご審議をいただくため、ヒアリングで現場の内容等を一緒に聴いていただきたく、委員会会長宛に文書を発出しています。以上です。

○事務局（増田主幹）

4-2ページのヒアリング日程表をご覧ください。委員会への諮問の際の審議の参考となるとおられますので、県が実施する行使状況等の聴き取り調査への出席をお願いいたします。各委員様に1回から2回参加していただくことを考えて立会案を作成しました。ご都合などについて、事務局までご連絡をお願いします。事務局からは以上です。

○浅尾会長

ありがとうございます。ただいま説明のありましたことについて、ご意見はございませんか。

○河村委員

ヒアリングは聴取会場まで伺えばいいのですか。それともオンラインですか。教えてください。

○事務局（増田主幹）

対面でヒアリングに参加していただくこととなります。

○河村委員

わかりました。私の場合は伊賀庁舎まで行けば良いのですね。後日詳しい連絡をお願いします。

○金岩委員

可能であれば県の津庁舎にさせていただけたらと思います。津以外だと対応は難しいです。申し訳ありません。

○事務局（林事務局長）

大変失礼いたしました。委員のみなさまのご都合を事前に伺わず、たたき台として立会案を作らせていただいています。ご都合等申し付けいただければ、可能な範囲で調整させていただきます。少し補足説明をさせていただきますと、今回の案は漁業者委員と遊漁者代表、学識委員がペアになる形で振り分けをさせていただきます。また、失礼ながら体調を事前にお伺いさせていただいた方は、聴取会場までの距離を配慮させていただきます。

先行する海面の漁業権ヒアリングでは、当初、委員二人の立会を予定していましたが、コロナ感染症の影響等もあり、ヒアリング参加者の人数制限を行い、お一人ずつに変更させていただいた経緯もございます。このため、今後の状況により立会委員を一人ずつに調整させていただいたり、また、全くご都合が付かないヒアリング会場が出ることもいたし方ないと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○浅尾会長

立会委員が一人になるか二人になるかはいつ頃わかるんですか。

○事務局（林事務局長）

現在、本県に対してまん延防止等重点措置等は発出されていませんが、発出されますと感染症拡大防止に向け、会議等の人数制限などの指針が示されます。現在、本県の感染者数が増加傾向にあり心配されますが、現状では制限等はありませんのでお二人ずつと考えています。まん延防止等重点措置等が発出された際には改めてご相談させていただきます。また、聴き取り側の出席予定者として、県庁担当者二人、地域の県水産室担当者一人か二人、委員二人、更に事務局も帯同しますと、出席される漁協関係者の人数次第では、圧倒的な人数で取り囲む形となることもあり、そのような場合には人数を調整させていただくこともあると思いますのでよろしくお願いいたします。

○浅尾会長

ただいま説明がありましたけども、後日でも良いと思うんですが、この日は都合が悪いという方がみえましたら事務局までよろしくお願いいたします。

○事務局（林事務局長）

立会予定日が近づきましたら、個々のみなさまには再度の日程確認とヒアリング場所の地図、交通手段等のご案内をさせていただきます。

○加治佐委員

ヒアリングに参加するのは初めてですけど、3年おきとか何年かおきに周期的にやっているんですか。

○浅尾会長

10年です。

○加治佐委員

出来れば10年前の聴き取り内容のメモとかあれば見たいです。10年前だともうないですかね。要するにこの10年間の変化を確かめる意味もあるのかなと思ったんです。ヒアリングは現場の声を聴くことができる良い機会です。この委員会に出てきた時に何うのは年寄りばかりでもう続けられへん、儲からへんって話が多くて、現場の方から何か提案があれば何うのは委員としてはこの機会だけかな、と思います。不適切な提案もあるかもしれ

ませんが、率直な現場の意見を伺うとことを聴き取り内容に加えてよろしいでしょうか。それが大切な聴き取り内容かと私は思うんです。主な聴き取り内容が3つ示されていますが、漁業権の行使状況や今後の見通し、漁場の基点等については、委員会で既に出てきている話題だと思うので、ヒアリングは生の声を聴く機会と位置付けてもらって、④「その他」として設けていただくのはいかがでしょうか。提案になります。

○事務局（林事務局長）

10年前のヒアリング結果については、資料があるかないかも含めて確認をさせていただきます。

○水産資源管理課（藤島主幹兼係長）

新たな項目を設け地元の生の声を聴かれないというご提案について、先に実施した海面のヒアリングでは、3項目の中身で物凄く内容がいっぱいあり、想定している聴取時間の45分の中ではなかなかしんどいかもかもしれません。基本的にこの質問内容も今後の見通しなどであり、生の声がこれの派生形ですので、ある程度3項目を聴かせていただいた後であれば、派生形で話を聞いていただくのはやぶさかではございません。3項目の内容と時間、また、先方が思いばかり言ってこられる可能性もありますので、そこはその時の状況にあわせてお願いできればと思います。

○加治佐委員

わかりました。

○金岩委員

新たな漁業権の確保をする為には、どのタイミングでその新たな漁業権を手に入れたいという団体は手をあげることになるんですか。

○水産資源管理課（藤島主幹兼係長）

基本的には共同漁業権を取得するのは漁業協同組合に限られています。それとある程度地元流域の漁業者が組合に一定数以上含まれているところでないと適格性がありません。そのような前提で要望をいただく場合、4-4ページのスケジュール表にあるように9月末までに要望を提出していただくこととなります。

○金岩委員

具体的に言うと漁業権をお返しした漁協、服部川とかそういう話を聞いているんですけど、今服部川は服部川を守る会とかなんとかっていう形で環境保全活動的なことをやってらっしゃっていて、次の漁業権切替えの時に、もしかしたら漁業権の再取得を考えているということをおっしゃっていたんですよ。その場合に、もしそれを実現しようと思ったら9月までに何らかのアクションを起こさないといけないということですね。

○水産資源管理課（藤島主幹兼係長）

そういうことでしたら、9月末と言わずに早いうちに一報いただきたいと思います。9月末に要望いただくというのは、ある程度漁場の範囲や対象漁業種類が決まっているものをいただくような中身ですので、早いうちにいただく方が良いと思います。

○金岩委員

わかりました。もうひとつ、それにも関わるかもしれませんが、漁業権を行使する漁場の変更とかもこのヒアリングの時に話をすればいいんですか。

○水産資源管理課（藤島主幹兼係長）

そういうことになるかと思います。

○金岩委員

わかりました。ありがとうございます。

○水産資源管理課（藤島主幹兼係長）

本当にできるかどうかはともかくとして、先程言っていた服部川の話も一報いただくのがいいと思いますし、あるところの漁場の拡大という話でしたら、要望の時にいただければいいと思います。

○金岩委員

わかりました。漁業権は可能であれば県も櫛田川の香肌峡のなくなった部分はどうするのかをこのタイミングで検討して、漁協への指導もご検討いただければと思います。同じ水系のなかで空白区間が存在するのが漁場管理的にもよろしくないと思います。有効な漁場の利用、また、放流したあゆの有効活用とかを考えても、間に漁業権がなくフリーに獲れるところがあればそこで放流したあゆが獲られてしまうことも起こると思います。なので、あのまま空白地帯が残る状態にならないように県側からも、ただ漁場を増やすと負担も増えると思いますので、その辺りを県側でこういう案もあるよというような対応とか、できる部分で協力できるような案を提示してあげられたらいいのではないかと考えています。

○浅尾会長

それは意見としてよろしいですか。

今のご意見の回答はよろしいでしょうか。

○金岩委員

県の組合指導として、そういうことを考えていただければいいという意見です。県側で検討していただければと思います。

○浅尾会長

はい、わかりました。

そここのところもよろしく願いいたします。

それでは、他にございませんか。ないようですので次に進みたいと思います。

その他事項（２）「次回の委員会日程等について」、事務局から説明をお願いします。

○事務局（増田主幹）

次回委員会について（開催日時・場所 未定 今後調整）

議題（案）

- ・ コイヘルペスウイルス病のまん延防止に関する委員会指示について

○浅尾会長

以上で本日の議案審議は終了いたしました。これをもちまして委員会を閉会いたします。
ありがとうございました。